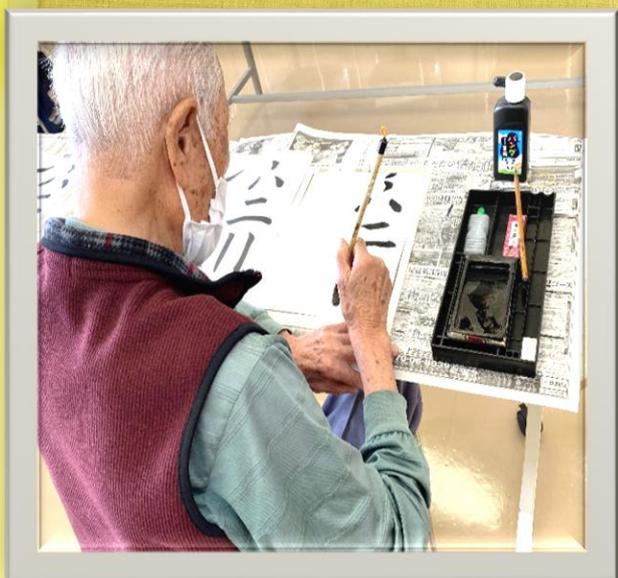
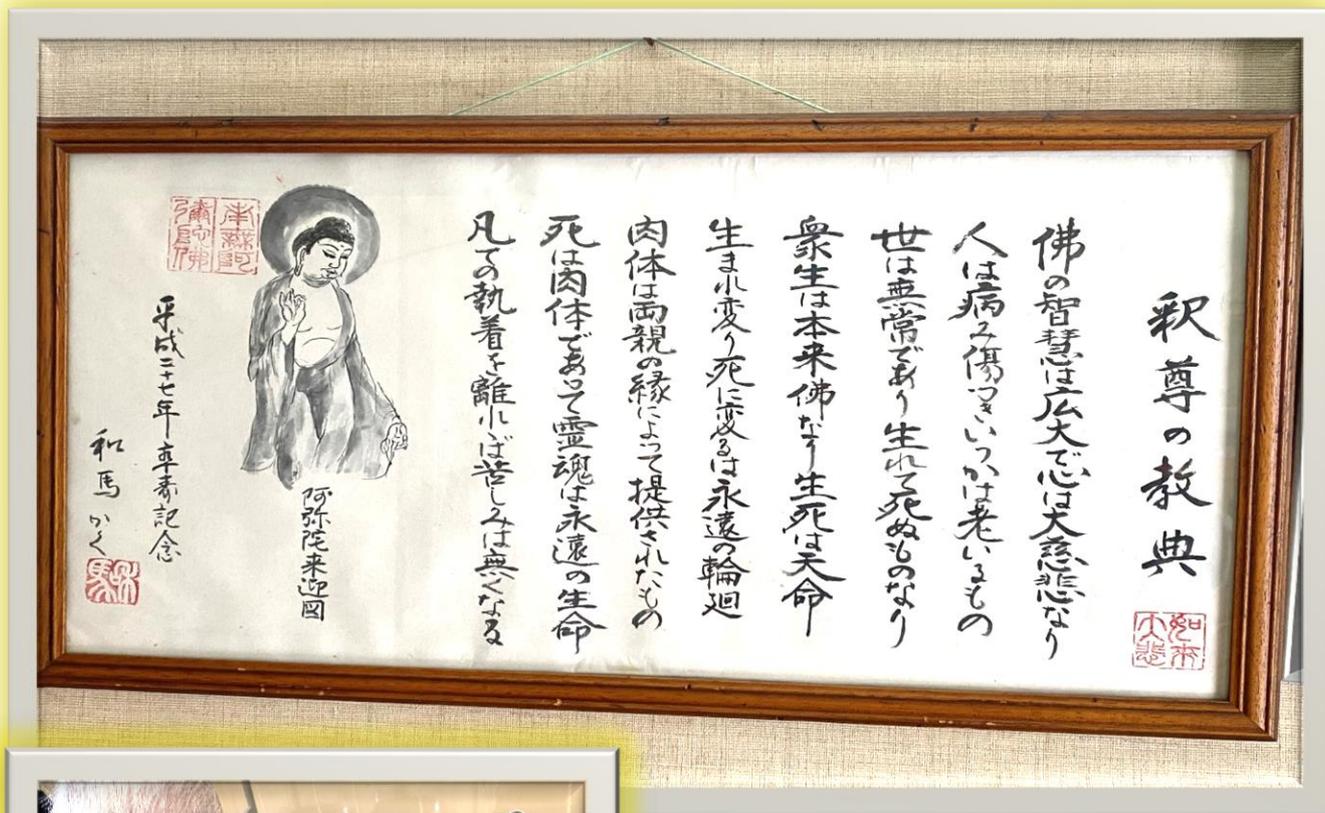


ふれあい

発行 知立市福祉の里ハツ田身体障がい者デイサービス（地域活動支援センター）

知立市ハツ田町泉43番地 Tel.45-7287（講座直通）

（知立市福祉の里ハツ田内） Tel.82-8833（代表）



書道講座

近藤和馬さんの作品

以前、書かれたものだそうです。



講座紹介

フラワーアレンジメント講座



加藤敏子さん



大矢純子さん



戸練千穂美さん



今月は、「フラワーアレンジメント講座」をご紹介します。
4月の作品は、刺繍枠に白布を挟んで、その上にドライフラワーやプリザーブドフラワーになったハーブや花を貼り付けて作りました。同じ花材を用いても、花材の配置やつけ方、白布の切り方で雰囲気のがった作品になるのが、おもしろいですね。

障がい者差別のないまちをめざして

2016年4月から、「障害者差別解消法」が施行されました。この法律は、障がいのある方が、社会参加を妨げる障壁や差別をなくし、誰もがお互いの人格と個性を尊重し支えあう「共生社会」を実現させることが目的に作られた法律です。この法律により、障がい者への合理的配慮が必要となり、この時点で、行政機関は「義務」でしたが、民間事業者はまだ「努力義務」でした。

2021年この法律が改正され、2024年4月1日より、障がい者への合理的配慮の提供を民間事業者に対しても義務化されました。

具体的にどういうことかということ、ほんの一例ですが・・・



- ① 障がい者が飲食店を利用する際、車いす利用者にはわずかな段差や溝があるだけで通行に支障をきたすので、店の出入口にスロープを設置する。すぐに店内のテーブルやいすの配置を変え利用しやすいように配慮する。
- ② 視聴覚に障がいがあると、必要な情報を得にくいという不便が起こるため、メニューを読んだり、食事内容を説明する。
- ③ 病院の待合室やホテルのロビーで聴覚障がい者を呼び出すときには、座席まで呼びに行く。

というように、すでに行われていることではあるでしょうが、民間事業者も障がいを理由に断ることなく、できる範囲での対応が必要なのです。

このような合理的配慮がスムーズに提供でき、障がい者の感じる障壁を少しでも取り除くことができれば、障がいのある方もない方と同様の活動ができる社会になると思います。たしかに、理屈はわかっているけど、現実にはそんなに簡単なものではありません。

しかし、行政や事業者だけの意識ではなく、障がい者が必要な時に、近くにいる誰もがスムーズに手助けする意識が高まれば、1人でも外出しやすくなったと感じる障がい者は増えると思います。

これを機に、バリアフリーな社会に向け、また1歩前進できたらいいですね。



令和6年6月 デイサービス講座予定表

上段 午前
下段 午後

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
休館日			太極拳			
		火曜チクチク	笑いヨガ		陶芸	
9	10	11	12	13	14	15
休館日		ペン習字	ちぎり絵	布の小物作り	書道	
	パソコン	英会話			健康体操	
16	17	18	19	20	21	22
休館日	て作りえほん		絵てがみ		歌う会	
		火曜チクチク			陶芸	
23	24	25	26	27	28	29
休館日		ペン習字	フラワー		書道	
	パソコン	英会話			健康体操	
30						
休館日						

10:00～12:00 て作りえほん・ペン習字・太極拳・ちぎり絵・フラワーアレンジメント
布の小物作り・書道・歌う会

13:30～15:30 パソコン・火曜チクチク・英会話・笑いヨガ・おえかき・陶芸
健康体操

欠席の場合は、事前にご連絡ください。

TEL 45-7287(講座直通) 82-8833(代表) FAX83-4070

担当 : 宇留生(うるう)・深川